



鳥取県公報

令和3年10月15日(金)
第9342号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (534) (福祉監査指導課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (535) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (536・537) (企業支援課) 2
	保安林の指定予定 (538) (森林づくり推進課) 4
	手数料の収納事務の委託 (539) (会計指導課) 4
	県税の収納事務の委託 (540) (〃) 4
	指定代理納付者の指定 (541) (〃) 5
	手数料の収納事務の委託 (542) (警察本部会計課) 5
	手数料の収納事務の委託 (543) (警察本部運転免許課) 5

告 示

鳥取県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
江浪 正英	倉吉市海田西町一丁目291	すばる薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	居宅療養管理指導	令和3年7月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
江浪 正英	倉吉市海田西町一丁目291	すばる薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月1日

鳥取県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1	日本調剤 博愛前薬局	米子市両三柳1880	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和3年10月1日

鳥取県告示第536号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ米子弓ヶ浜 米子市夜見町2937-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜 東京都千代田区丸の内一丁目3-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- 変更前 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史
変更後 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一
- 4 変更年月日
令和2年8月21日
- 5 届出年月日
令和3年9月24日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和3年10月15日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第537号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ナフコ南部店・丸合西伯店・ウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀229-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
JA三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13-1
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
変更後 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
変更後 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
- 4 変更年月日
令和3年6月24日
- 5 届出年月日
令和3年9月24日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和3年10月15日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び南部町企画政策課
- 9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第538号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字吉田字弥助谷593の4、593の5、597の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第539号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
株式会社戸信
倉吉食品衛生協会
米子食品衛生協会
- 2 委託期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第540号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
株式会社戸信
倉吉食品衛生協会
米子食品衛生協会
 - 2 委託期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
-

鳥取県告示第541号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
株式会社ごうぎんクレジット	島根県松江市白潟本町23	県庁本庁舎、各総合事務所並びに鳥取県内の警察署（黒坂警察署溝口幹部派出所を含む。）及び運転免許センターに設置する手数料等の収納窓口においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する手数料及び県税	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで（ただし、県と指定代理納付者との規約に基づき当該契約を更新する場合は、契約解除された場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。）
株式会社とりぎんカードサービス	鳥取市扇町9-2	〃	〃
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2-31	〃	〃

鳥取県告示第542号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般財団法人鳥取県交通安全協会
- 2 委託期間
令和3年10月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第543号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
イナバ自動車学校
学校法人東雲学園鳥取県東部自動車学校
株式会社日本海自動車学校
学校法人鳥取県自動車学校
日本交通株式会社鳥取県中央自動車学校
株式会社鳥取県倉吉自動車学校
学校法人柳心学園
学校法人米子西部自動車学校
学校法人山陰中央自動車学校

2 委託期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで